

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する 法律の実施状況

平成18年9月7日
中小企業庁 経営支援部 技術課

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律について

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が平成18年6月13日に施行され、我が国製造業の競争力の源泉となっているものづくり中小企業の持つ優れたものづくり基盤技術の高度化への取組に対する支援がスタートした。

中小企業者が、17の特定ものづくり基盤技術毎に告示された「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定した特定研究開発等計画を、各地域の経済産業局が認定し、研究開発委託費、政府系金融機関の低利融資などの支援を行う。

参考：特定ものづくり基盤技術

組込みソフトウェアに係る技術
プラスチック成形加工に係る技術
部材の結合に関する技術
位置決めに係る技術
高機能化学合成に係る技術
発酵に係る技術

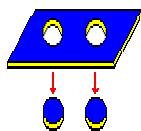
金型に係る技術
鍛造に係る技術
鋳造に係る技術
切削加工に係る技術
熱処理に係る技術
真空の維持に係る技術

電子部品・デバイスの実装に係る技術
動力伝達に係る技術
金属プレス加工に係る技術
織染加工に係る技術
めっきに係る技術

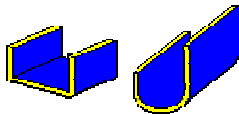
< 優れた基盤技術の例 >

プレス加工技術

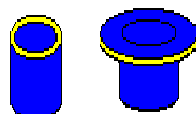
材料を打ち抜いたり、曲げる。



抜き



曲げ



絞り

< 技術を活用した製品の例 >

携帯電話用 リチウムイオン電池ケース



携帯電話等
のさらなる小
型化・軽量化

燃料電池用 電極触媒形成のための白金めっき

中小ものづくり高度化法 - これまでの経緯と今後のスケジュール -

【施行スケジュール等】

4月26日	公布
6月 8日	施行令及び施行規則公布
6月13日	施行
6月20日	特定ものづくり基盤技術の指定告示 特定ものづくり基盤技術高度化指針告示 特定研究開発等計画認定の受付開始
8月10日	特定研究開発等計画認定（第1回認定）
8月23日	戦略的基盤技術高度化支援事業（認定者に対する 研究開発成事業）公募締切
10月中旬	戦略的基盤技術高度化支援事業採択予定

【中小企業政策審議会の開催】

4月25日	第1回技術小委員会開催
6月 6日	第2回技術小委員会開催
6月13日	第1回経営支援部会開催

（ 特定ものづくり基盤技術の指定及び特定ものづくり高度化指針について審議 ）

2007年1月～2月	基盤技術の拡充及び技術指針見直しのための技術小委員会を 開催予定
------------	-------------------------------------

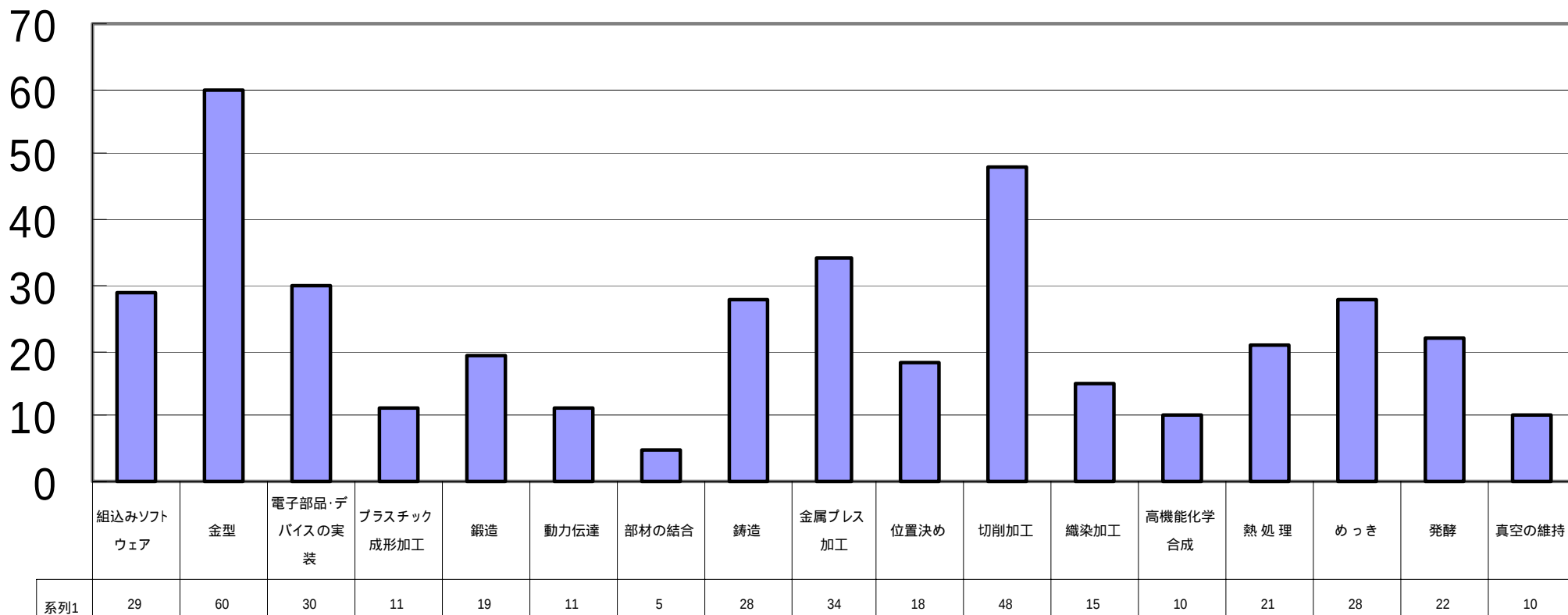
2. 認定計画の内容

○ 認定実績

中小企業が「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定した特定研究開発等計画の申請について、6月20日より受付を開始し、8月10日付けで、法施行後初めての認定を行った。

認定件数は、金型技術分野で60件、切削加工技術分野で48件、金属プレス加工技術分野で34件など、17の特定ものづくり基盤技術の合計で**399件**となっている。

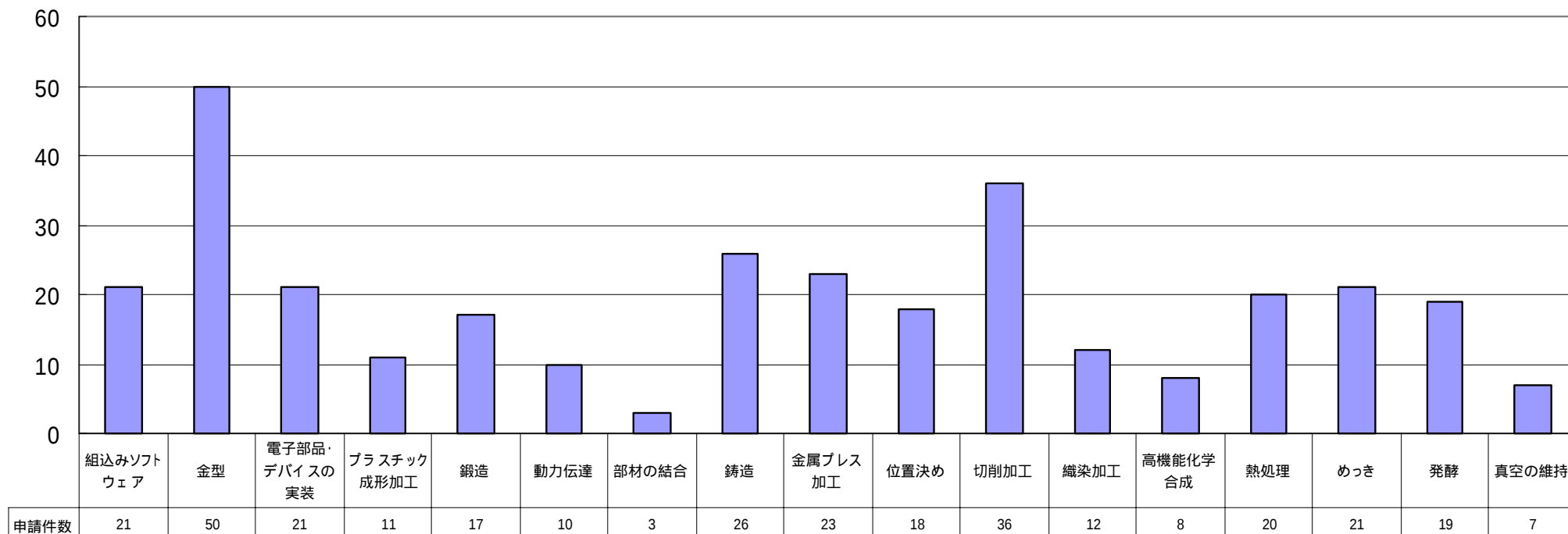
技術分野別認定件数



3. 支援策の活用状況

法の認定後、研究開発支援として「戦略的基盤技術高度化支援事業」の応募を8月23日まで受け付けたところ、全国で323件の申請があった。現在、審査を進めており、10月中旬を目処に採択・契約を行う予定。

技術分野別申請数



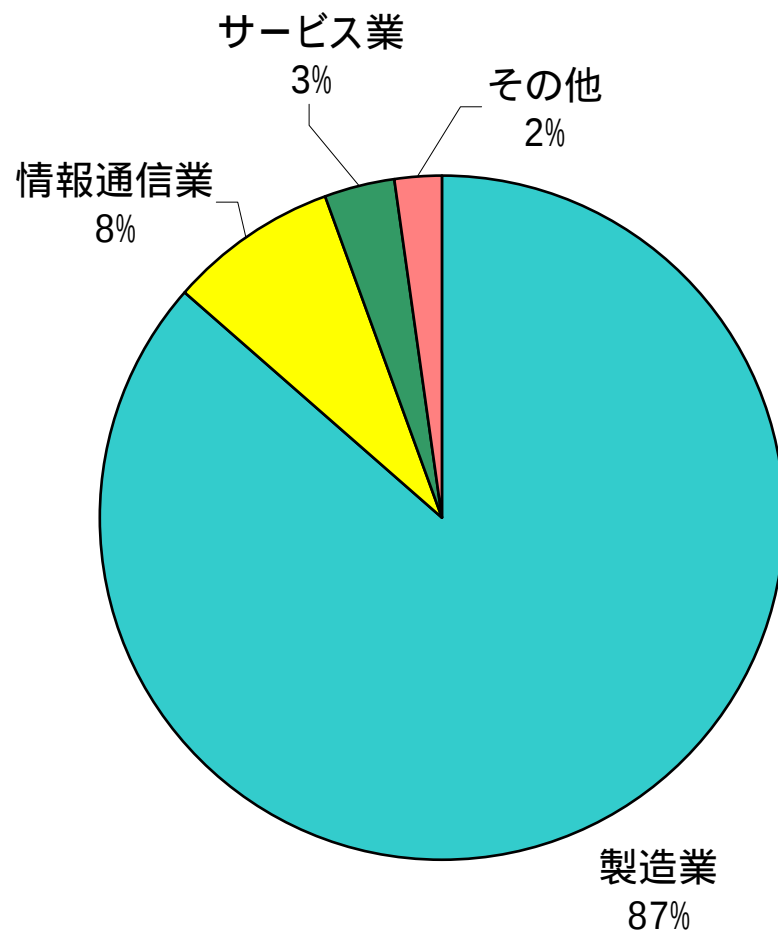
なお、その他の支援として、中小企業金融公庫から、法認定を受けた特定研究開発等計画の実施のために必要となる設備資金・運転資金に対し低利子融資を受けた案件は、8月末現在で既に4件。

(1) 認定企業の特徴

業種

特定研究開発等計画の認定を受けた企業 の業種としては、9割以上が製造業及び情報通信が占めている。

(申請者及び共同申請者)

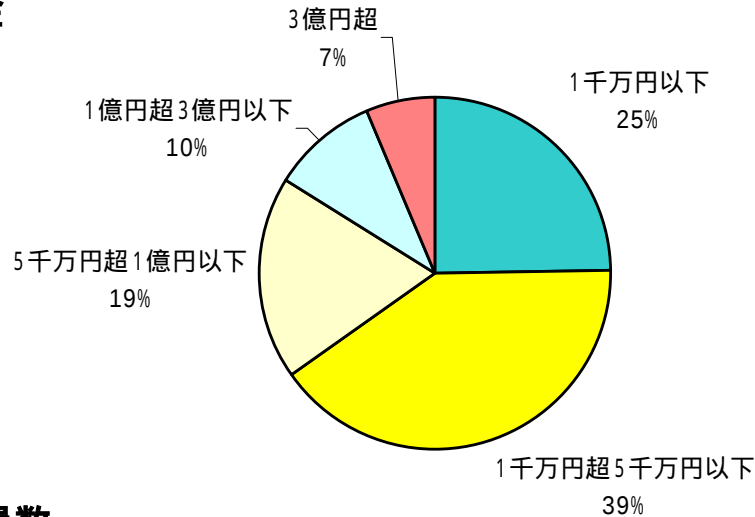


認定計画の概要

規模

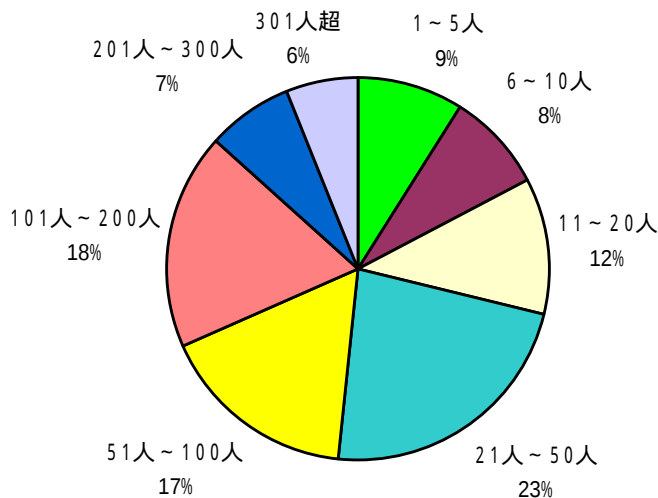
認定企業 の規模は、資本金5千万円以下、従業員100人以下の企業が多い。(申請者及び共同申請者)

○ 資本金



規模	件数
1千万円以下	175
1千万円超5千万円以下	286
5千万円超1億円以下	132
1億円超3億円以下	68
3億円超	46
合計	707

○ 従業員数



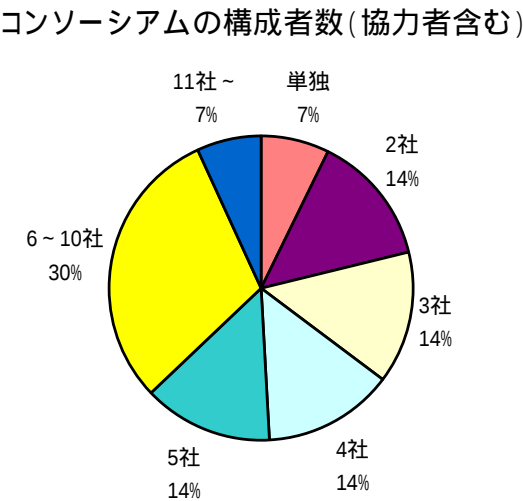
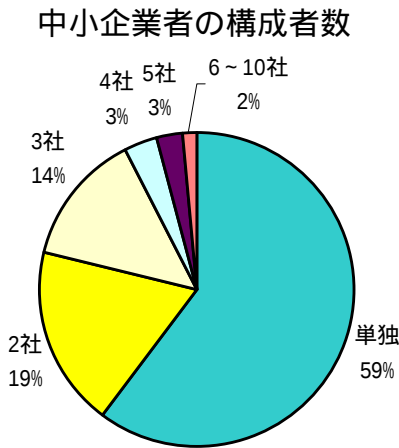
規模	件数
1~5人	62
6~10人	59
11~20人	83
21~50人	162
51~100人	117
101~200人	129
201~300人	52
301人超	43
合計	707

認定計画の概要

(2) コンソーシアムの構成状況

コンソーシアムの構成者数

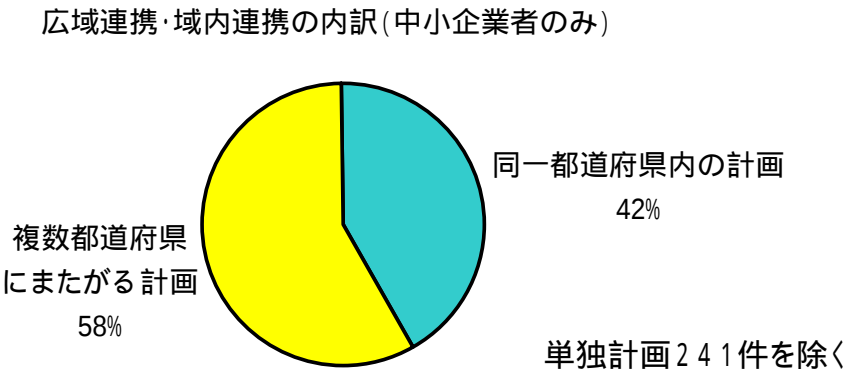
1 認定計画あたりの中小企業者の数が、単独～3社の計画が大半を占め、大企業、大学等の協力者も含めた構成員者が、5社以内の計画が6割を超えている。



構成者数	件数	
	中小企業者のみ	協力者含む
単独	241	29
2社	74	55
3社	54	57
4社	13	55
5社	11	54
6～10社	6	121
11社～	0	28
合計	399	399

コンソーシアムの広がり

同一県内のコンソーシアムと複数都道府県にまたがるコンソーシアムとがほぼ半数ずつとなっている。



連携区域	件数
同一都道府県内の計画	66
複数都道府県にまたがる計画	92
合計	158

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の支援体系

特定モノ作り基盤技術高度化指針(技術別指針)の策定

特定の基盤技術(鋳造、鍛造、めっき、プレス加工、金型等)を指定。各技術につき、当該技術を活用して最終製品を製造する大企業・発注企業のニーズを十分に整理し、「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」を取りまとめた将来ビジョンを策定。

特定研究開発等計画の作成・認定

「指針」に基づいて、中小企業が(他の事業者と協力して)自ら行う研究開発計画を作成し、個別に経済産業大臣が認定。

戦略的・重点的な施策展開

認定中小企業への支援措置

モノ作り基盤技術の研究開発支援 (64億円)

中小企業と川下大企業等が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援。

中小企業信用保険法の特例

民間からの借入を円滑化するため、公庫の保険限度額を引き上げ、信用保証協会の保証を推進する。

中小企業投資育成株式会社法の特例

計画認定を受けた中小企業について、3億円超の場合にも中小企業投資育成株式会社による投資対象とする。

特許料等の特例

認定を受けた「計画」による開発の成果について、特許料・特許審査請求料を軽減(半額)。

中小企業金融公庫の低利融資

モノ作り基盤技術高度化のための環境整備

事業者の「出会い」促進(川上・川下ネットワーク構築支援・2億円)

発注企業のニーズに関する有益な情報入手につながる、中小企業と大企業との「出会いの場」を創設する民間の取組を支援。

高専等を活用した人材育成支援(4億円)

高専の施設・教員を活用し、中小企業の技術者の育成を支援。

製造中核人材育成事業(28.4億円)

産学連携により、製造現場の技術を維持・確保する実践的人材育成プログラムの開発等を支援。

モノ作り基盤技術高度化のための計量標準の整備(5.5億円)

地域の試験検査機関等を中核としたトレーサビリティの供給、技術移転体制を構築する。

基盤技術の承継の円滑化(4.9億円)

個々の技術者に蓄積された生産技術・ノウハウを目に見える形でデータベース化し、効率的な継承を促す。

中小企業の知的財産の活用や課題解決のための「知財駆け込み寺」を整備・拡充 (1億円)

技術開発を抑制する取引慣行(鋳物の重量取引等)の改善に向けた取組